

事務連絡
令和5年2月6日

各 都道府県 出産・子育て応援交付金担当課（室）御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

令和4年度出産・子育て応援交付金の交付申請に係る事務手続等について

子ども家庭関連施策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、出産・子育て応援交付金事業について、「令和4年度出産・子育て応援交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）を定めましたので、別添1のとおり送付いたします。つきましては、別紙の留意点等をご確認いただき、提出期限までに交付申請書を提出いただきますようお願いいたします。

また、本交付金の支給に係る交付金事務について都道府県へ委任することとなったことを踏まえ、本日、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第27号）が別添3のとおり告示され、令和4年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用することとなりましたので、あわせてご了解いただきますようお願いいたします。

早期の交付決定に向け、ご協力いただきますようお願いいたします。

【別紙】

1. 交付申請について

交付申請書は交付要綱別紙様式2及び3により作成ください。

2. アダムス債主コード等について

交付申請する都道府県及び市区町村のアダムス債主コード等について、別添2の「アダムス債主コード及び所在地一覧」に記入のうえ提出をお願いいたします。

3. 提出先等について

郵送（書面1部）及び電子媒体（加工可能媒体）の両方の送付をお願いいたします。

(1) 郵送（書面1部）について

- ・提出期限は令和5年2月10日（金）【必着】です。
※ 書面1部については、提出期限を数日過ぎての提出でも構いませんが、(2)の電子媒体については、必ず提出期限までにご提出ください。
- ・提出先は以下のとおりです。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室出産・子育て応援交付金担当 宛

(2) 電子媒体について

- ・①「【市町村名】交付申請用別紙様式2別表1及び2（計算式入り）」
- ・②「【都道府県名】交付申請用別紙様式3別表1～3-3（計算式入り）」
- ・③「【自治体名】アダムス債主コード及び所在地一覧」
のExcelファイルのみ送付ください。
※上記①～③をPDF化したものや、他の様式等の電子媒体の送付は不要です。
- ・提出期限は令和5年2月10日（金）【必着】です。
※ 提出期限を過ぎて到着したものは交付できない可能性がございますので、予めご承知おきください。
- ・送付先は以下のとおりです。
送付先メールアドレス syoushi_kikaku@mhlw.go.jp

4. 今後のスケジュールについて

現時点で交付決定は令和5年2月下旬頃を予定しています。

(照会先)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838、4829)

E-mail : syoushi_kikaku@mhlw.go.jp

備考 表中の「」の記載は注記である。

【別表】

2.545MHzを超え2.575MHz以下
2.595MHzを超え2.645MHz以下

2.545MHzを超え2.575MHz以下
2.595MHzを超え2.645MHz以下

注 平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)第2項第2号(ロ)に掲げる区域に係るものに限る。

○厚生労働省告示第二十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第七條第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務(平成二十年厚生労働省告示第百六十三号)の一部を次の表のように改正し、令和四年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。

令和五年二月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
補助金等の名称 (略)	事務を行う都道府県 (略)	補助金等の名称 (略)	事務を行う都道府県 (略)
都道府県が行う事務の内容 (略)	一 法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二 法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三 法第七条第一項第一号、第二号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四 法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知	補助金等の名称 (項) 生活保護等対策費 (目) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に対するものであって、市町村(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に係るものに限る。)	事務を行う都道府県 (略)
補助金等の名称 (項) 母子保健衛生対策費 (目) 妊娠出産子育て支援交付金	全ての都道府県	(新設)	(新設)

- 五| 法第八条の規定による決定の通知
- 六| 法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理
- 七| 法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知
- 八| 法第十二条の規定による状況報告の受理
- 九| 法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
- 十| 法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
- 十一| 法第十四条の規定による実績報告の受理
- 十二| 法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知
- 十三| 法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知
- 十四| 法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理
- 十五| 法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
- 十六| 法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
- 十七| 法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
- 十八| 法第二十三条第一項の規定による立入検査等